平成２７年（フ）第４７４９号
大阪府大東市諸福３丁目３番57号
債務者　津田　美雪
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７５１号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番１―406号
債務者　志水　由美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７６６号
大阪市東淀川区下新庄４丁目20番15―705号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目１番75―207号
債務者　足立　正弘
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８２号
大阪市西成区岸里東２丁目13番18号ニューハイツ和歌406
債務者　坂田　美香
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５０号
大阪府茨木市蔵垣内２丁目16番９号　プレアール蔵垣内Ⅱ　205号
債務者　藤浦　正幸
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９０９号
大阪府門真市新橋町３番２―506号
債務者　宇野　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９１０号
大阪市住吉区長居３丁目２番12号　コスモ住吉207号
債務者　作江　浩介
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９１１号
大阪府豊中市中桜塚２丁目20番18―505号
債務者　山田　宏行
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８３号
堺市北区中百舌鳥町５丁１　アントワープなかもず602号、住民票上の住所堺市南区原山台１丁５番３―714号
債務者　玉置　利樹
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１７号
大阪府高石市高師浜１丁目24番14―102号、前住所堺市南区若松台２丁３番15―107号
債務者　泉**原**　洸紀
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１８号
堺市中区土師町３丁32番52―202号
債務者　大前　幸司
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９７１号
大阪府柏原市法善寺１丁目４番20号
債務者　阿部　武美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９７６号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁50番地
債務者　上野　輝夫
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９７７号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁50番地
債務者　上野　仍子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０１４号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目４番１―509号
債務者　南方　裕次
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０２０号
堺市堺区向陵東町１丁４番13号　プルメリア303号
債務者　織田真友美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６５３号
福岡市南区向新町２丁目６番33号
債務者　後川　一美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部